

## 第20回議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年12月1日(火)午後0時1分
- 2 閉会日時 令和2年12月1日(火)午後0時9分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
3番 佐藤 武君      4番 佐々木雄司君      5番 光成 良充君  
6番 保田 守君      13番 福木 京子君      15番 岡崎 達義君  
16番 下山 哲司君  
18番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員  
なし
- 6 説明のために出席した者  
なし
- 7 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君      副 参 事 黒田 未来君
- 8 協議事項  
なし
- 9 議事内容 別紙のとおり

午後0時1分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、議会運営委員会を開会いたします。  
議長。

○議長（金谷文則君） 皆さん、議会の途中でございますが、ちょっと緊急事態ということで。

実は、先ほど行本議員のほうから辞職をしたいという願いが出てまいりました。大変重要なことですので、これをいかにするかという取扱いにつきまして、議運の皆さんにお諮りをしたいと思いますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） 先ほど議長より説明がありました。この件について日程に追加をということで御意見をいただきたいと思います。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 12月は期末手当とかの支給日になってますが、今回辞職が認められるということになると、そういったようなものの支払いはどうなるのでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 本日が基準日になっております。本日までいらっしゃいましたので、当然基準日にいらっしゃるということですので、期末手当につきましては支給されるということになります。

○委員長（下山哲司君） 暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時4分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは再開します。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 失礼いたしました。

給与条例に基づきまして、議員さんのほうにつきましても同じような対応をさせていただいております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その他の項目を設けていただいて、ちょっとこれについて質問させていただきます。

○委員長（下山哲司君） はい。

他にありませんか、御意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、日程追加ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） さよう決定しました。

○議長（金谷文則君） 今日の日程に入れるということにしてもらわないと、日程に追加するのはありがたいんですけど。

○委員長（下山哲司君） 分かりました。

議長の言われるように、今日の終了後に追加ということによろしいですか。

一般質問終了後によろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、その他という御意見ございますので、よろしいですか、議長。

○議長（金谷文則君） はい、どうぞ。

○委員長（下山哲司君） それでは、その他に入ります。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 道義的などところというところで、この間半年ではなくて5か月働いていただいたということでありましょうから、その5か月分のものについてはそれは仕方がないかもしれませんが、今回本人さんの辞職の理由がどういう理由になっているのか分かりませんが、その一連の流れから見ると、大変住民の方々、赤磐市、赤磐市議会、市議会議員、市役所、市長、全ての方に御迷惑をおかけしたんだということの責任を取られての御辞職だというふうに思えば、果たしてこの間迷惑をかけてきているにもかかわらず歳費を受け取るということが正しいことなのかどうなのかということは、やっぱり検討すべき項目じゃないかなというふうに思うんです。給与の規定によってそれは支払われるということなんですけども、一例を言うと、議会の議決によってそういったようなものを停止するというようなこともできるようですから、そういうことも併せて考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 議長。

○議長（金谷文則君） 行本議員の辞職の届けにつきましては一身上の都合でございますので、今のようなことになりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（下山哲司君） さよう御理解いただけますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何らかの形でそういうこと、この期末手当のことについて議論があったんだというようなことも残しておかなければならないと思いますので、あえて申し上げますけども、一身上の都合というのは、それは一身上の都合なんですけども、我々市議会としては、どのように考えるのかということも併せて必要な観点ではないかなというふうに思うんで

す。一身上の都合ということを出されて、じゃあ今のまま、ああ、あんたら、それ認めたんかというふうに住民の方々から言われたときに、もうそういうふうにかかれてるから仕方がないんだということになると、かえって別の意味で我々市議会全体が何やってんだということのお叱りを受けるようなことになるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、あえて言わせていただいているんですが、皆さんの御判断で、今のことを踏まえて、それでももうしょうがないんじゃないかなということで、多数決ですから決まるのであればいいですけども、それはちよっとおかしいなということであれば、そういうような判断というのをつけていただいてもいいんじゃないかなと思うんです。私の意見はこういう意見です。

○委員長（下山哲司君） 意見承りましたが、そういうことにするということになれば、執行部を含め、内規のあれを皆変更せにゃあおえんようになるんで、そういうことはまず不可能だと思いますので、今日のところはお答えしかねます。

そういうことでよろしいですか。

今、局長が申したように、決まりに従ってやっていただくということ以外にないと思うんです。よろしいですか。

それでは、これで議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時9分 閉会